

## さいたま市営浦和駅東口駐車場の指定管理者募集に係る質問及び回答

### 《注意事項》

令和7年7月29日（火）までに質問をしたにもかかわらず、質問が表示されていない場合は、令和7年8月12日（火）までに、電話など確実な手段により、自転車まちづくり推進課駐車場係に申し出てください。（回答に対する再質問を受け付けるものではありません。）

市が提供する資料や情報は、本資料を含め、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

| No. | 質問内容 | 回 答 |
|-----|------|-----|
| 1   | 該当なし | —   |